

目的

〔共生社会の実現〕

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現



基本理念

障害者があらゆる分野の活動に参加する機会の確保

障害者の生活上での選択の機会の確保

障害者の意思疎通のための手段を選択する機会の確保

全ての県民が障害について知識と理解を深める努力



(前提)

基本的人権の存在(憲法第11条)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

共生社会の実現を妨げる主な原因

障害者の社会参加を妨げる障壁の存在

障害を理由とする差別の存在

無関心等による相互理解の不足